

県水産課ホームページでも案内しておりますので参照願います。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kb2/ryuutuutekiseikahou_todokede.html

2022/05/18 04 水産流通適正化に係る届出の届出ページ

神奈川県
更新日: 2022年05月20日 更新日: 2022年05月24日

水産流通適正化に係る届出

令和4年6月1日から水産流通適正化に係る届出が始まりました。

制度の概要

特定水産動物等の国内流通の適正化等に関する法律（通称「水産流通適正化法」）の施行に伴い、届出に採録された水産物の流通を助けるため、採録事業者、取扱事業者間の品質管理の促進、取引記録の作成・保存、輸出入時の証明書の発行など令和4年12月1日から義務付けられました。アワビ、ナマコを採録・加工・販売、流通している方は必ず届出を行い、届出番号を取得してください。（令和7年からはシラスのナギが追加予定）

- 採録事業者及び取扱事業者が届出をしないで特定第一種水産動物等の運搬し等を行った場合は道罰規定で5万円以下の罰金となります。

手続きについて

- 届出により7桁の番号を取得する。（令和4年6月1日から開始）
- 各取引において16桁の追従番号を伝達する。（令和4年12月1日から義務付け）

・追従番号の内訳
届出番号（7桁）+取引年月日（6桁）+取引番号（3桁）

届出の対象者

対象者	必要な届出
漁業者又は届出	採録事業者の届出
産地中層一次買受人・卸売事業者・特設事業者	取扱事業者の届出
水産加工業者・輸出・輸入事業者・養殖業者	取扱事業者の届出
小売事業者・飲食店・宿泊事業者等	取扱事業者の届出 （専ら消費者に対して販売する場合は届出不要）

15

（注意）

- ・アワビ、ナマコのみが対象です。
- ・専ら消費者に直接販売する小売店、飲食店は、届出の必要はありませんが、伝票は3年間保存義務。

窓口

県水産課水産企画グループ
045-210-4542

本県内にのみ住所を有する取扱事業者は、神奈川県水産課に届け出る必要がありませんので、お願いします。

アワビ・ナマコのみが対象となります。ただし、もっぱら消費者に直接販売する小売店・飲食店は届出の必要はなく、事業者番号を取得しなくても良いですが、伝票は3年間の保存義務がありますので、御留意ください。

左の画像のとおり、県水産課ホームページでも案内しておりますので、参考までにお知らせいたします。